



静岡県母性衛生学会規約

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡県母性衛生学会 公開日: 2025-05-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/0002000424

静岡県母性衛生学会規約

第1章 総 則

第1条 本会は静岡県母性衛生学会と称す。

第2条 本会の事務所は、静岡市葵区鷹匠3丁目 6-3 静岡県医師会館内におく。

第2章 目 的

第3条 本会は日本母性衛生学会の趣旨に則り妊婦、産婦、授乳婦の保健並びに女性全般の健康を守り、母性保健に関する研究、知識の普及及び関連事業の発展を図り、以て人類の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 本会は会員相互の親睦を図り、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母性衛生に関する調査研究
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 母性保健事業に対する学術並びに技術的援助
- (4) 日本母性衛生学会との連携業務
- (5) その他必要と認める事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した者とする。

第6条 本会に入会しようとする者は、住所、勤務先、職名、氏名を記し、会費を添えて本会事務所に申込む、会員の登録は理事会の承認を得て行われる。

第7条 会費は年会費を納入するものとする。その額は年額 2,000 円とする。

第4章 役 員 等

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 複数名

議長・副議長 各1名

理 事 若干名

監 事 2 名

上に定めるもののほか、名誉顧問および顧問若干名をおくことができる。

第8条の2 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長および副会長は理事会の推薦により総会の承認を得て選任する。
- (2) 議長および副議長は理事会の推薦により総会の承認を得て選任する。
- (3) 理事及び監事は総会において会員の中から選任する。
- (4) 顧問は理事会の推薦により委嘱する。

第9条 役員の職務は下のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総理する。
会長に事故あるときは会長の定める副会長がこれを代行する。
- (2) 議長は総会の議事進行を遂行する。
議長に事故あるときは副議長がこれを代行する。
- (3) 理事は重要会務を審議、議決し、会務を分掌する。
- (4) 監事は会務を監査する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応ずる。

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは理事会に於いてこれを補充し、次期総会において承認を求むるものとする。

- 第 11 条 本会の会務を処理するため、幹事をおくことができる。幹事は会員の中から会長の委嘱を受け、常任理事を助けて会務を分掌する。

第 5 章 会 議

- 第 12 条 本会の会議は総会および理事会とする。
2. 総会は会長が招集し、毎年 1 回開催する。
ただし、会長が特に必要と認めたとき、理事又は会員の過半数が希望した場合には臨時総会を召集することができる。
 3. 会長は必要に応じて理事会を開催する。

第 6 章 学 術 集 会

- 第 13 条 学術集会は年 1 回開催するものとする。
2. 会長は別に学術集会長を委嘱することができる。
学術集会長の任期は原則として 1 年間とする。

第 7 章 会 計

- 第 14 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、会費は年度内に本会の事務所に納付するものとする。
- 第 15 条 本会の経費は会費及び助成金、寄付金ならびにその他の収入をもってこれに充てる。

第 8 章 規 約 の 変 更

- 第 16 条 本会の規約を変更する場合は総会の決議によるものとする。

付 則

(施行期日)

1. 本規約は昭和 62 年 5 月 16 日をもって実施する。
2. 本規約は平成 14 年 4 月 1 日に一部変更しその日より施行し、昭和 62 年 5 月 16 日の規約は廃止する。
3. 平成 20 年 7 月 5 日をもって年会費を 2,000 円に変更する。
4. 本規約は平成 23 年 9 月 4 日に一部変更しその日より施行し、平成 14 年 4 月 1 日の規約は廃止する。
5. 本規約は平成 24 年 9 月 2 日に一部変更しその日より施行し、平成 23 年 9 月 4 日の規約は廃止する。
6. 退会規約：3 年以上にわたり年会費未納の場合は退会とする。本規約は平成 26 年 9 月 21 日より施行する。
7. 役員規約第 8 条：副会長は複数名に変更する。
病休等の事情で休職となった場合の年会費の扱いについて：該当する期間の年会費は免除しない。
会費未納者の再入会について：未納会費もあわせて納入しなければならない。
本規約は平成 28 年 9 月 4 日より施行する。
8. 功労表彰の対象について
A) 以下の条件をすべて満たす者

- ・年齢 70 歳以上
- ・役員として本会に積極的に参加し、役員歴が 10 年以上に及ぶ者
- ・本会の発展に功労のあった者（学術集会長など）

B) 本会に寄付をされた者：個人または団体を問わない

本規約は平成 29 年 9 月 3 日より施行する。

~~9. 第一章 第 2 条 一時的修正 本会の事務所は、静岡市葵区漆山 860 静岡県立こども病院周産期センターにおく。ただし、2020 年度末までとする。削除~~

9. 第 4 章第 8 条 一部修正

上に定めるもののほか、名誉会員および顧問若干名をおくことができる。

[修正元] 上に定めるもののほか、名誉顧問および顧問若干名をおくことができる。

(令和 5 年 2 月 12 日付)